

新たな課題 聴覚障害者の参政権

国民の三大権利といわれる参政権。

聴覚障害者には、「政見放送」「街頭演説」「投票所」「被選挙権」いろいろな場面で困ることだらけ。これで本当に人権が守られていると言えるの!?

聞こえる人は電話で投票依頼できるけど、聞こえない人はメールしちゃダメ、FAXもダメ。2013年の公職選挙法の改正で、ネット選挙が一部解禁。選挙期間中もSNSで投票依頼ができるようになったけど、メールやファックスするのとどう違うの? SNS上の動画も、手話や字幕がないと内容がわからないよ!?

街頭演説の要約筆記はどうしてダメなの? 屋内の演説会の要約筆記は可能になったのに、どうして増えないの? 音声認識を使えば、ネット上で候補者演説の内容を文字で見られるってホント?

公選法の考え方は、どの候補者も公平に選挙活動できるように、「あれはダメ」「これはダメ」と制限する規定ばかり。この考え方から出てきた「文書図画」の規定が古くさく、実状と合わなくなってきたのでは?

参院選を前に、聴覚障害者の参政権、諸問題を取り上げます!

日時 2019年6月23日(日)13:30-16:00

会場 東京都障害者福祉会館2階B1

(東京都港区芝5-18-2)

内容 福祉対策部による選挙を題材にした劇
意見交換 選挙のバリアを考えよう!

情報保障 要約筆記・手話通訳・ヒアリンググループ

資料代 500円(中難協会員無料)

定員 40名(先着順・申込み不要)



<お問合せ先>

特定非営利活動法人 東京都中途失聴・難聴者協会 福祉対策部

FAX 03-5919-2563 電話 03-5919-2421

E-mail info@tonancyo.org